

## 生活のきまり (改) R5. 9. 1

### 1. 身なり・服装・所持品

#### (1) 制服

##### 学生服

##### ① 冬服

- ・標準学生服（別紙一字部市児童生徒健全育成連絡協議会標準学生服基準参照）とし、変形学生服などは許可しない。
- ・名札は、胸のポケットにつける。  
（名札については一括注文する）
- ・冬服の下に着るものは、カッターシャツや体操服とする。（それでも寒い場合はカッターシャツの上に、黒・紺等のセーターの着用は可）ただし、状況によっては、下に体操服の着用を許可する。

##### ② 夏服

- ・白色の半袖開襟シャツ、またはカッターシャツ（長袖を含む）とする。
- ・ズボンは冬季に準ずる（布地は夏用でも良い）
- ・名札を着用する。

##### セーラー服

##### ① 冬服

- ・宇部市川上中学校制服制定委員会制定の制服とする。
- ・スカート丈は膝がかくれる程度を基準とする。
- ・名札を着用する。

##### ② 夏服

- ・規定の夏用のセーラーとする。
- ・スカートは、冬季に準ずる。（布地は夏用でも良い）

##### ◎冬季・夏季 共通内容

- ① 名札は、本校指定のものを胸ポケットの部分につける。  
（名札の装飾、変形しない）
- ② 健康衛生上、肌着や体操服の上に制服を着用することが望ましい。
- ③ Tシャツ着用の場合は白色（ワンポイント可）とする。

#### (2) くつ

- ・**白、黒、紺色を基調とした登下校の安全性を考慮した運動ぐつ（マジックテープ可）。**
- ・雨天時は、長ぐつを使用できる。
- ・体育館では体育館シューズを使う。
- ・記名をすること。
- ・下駄箱に入れるときは、かかとを手前にそろえて入れる。

#### (3) カバン

- ・安全で機能的なもの。
- ・高価なものや華美なものは使用しない。
- ・記名をすること。
- ・**華美な**装飾をしないこと。

#### (4) 頭髪

##### ◎中学生らしく、清潔な髪型とする。

- ・**派手にならないように考慮する。**
- ・染色、脱色をしない。
- ・整髪料を使用しない。
- ・**学習の妨げにならないように、長ければくる。**
- ・ゴムの色は、無地の黒、紺、茶色とする。
- ・ヘアピン**〔カッチンどめ〕**の色は黒で、リボンや飾りの着いたものはつけないようにする。

#### (5) その他

##### ①上靴は川上中学校の規定のものとする。

- ・青色、赤色、緑色、白色の縁取りのある上靴。

##### ②靴下は、無地の白、黒、紺色（ワンポイント、横ライン可）。

**通年、黒色かベージュ色のストッキングを着用することができる。**

##### ③学生服の下に着る服はカッターシャツ、セーターは、黒、紺の無地が望ましい。

また 夏季のカッターシャツの下には健康衛生上、肌着を着用する。  
Tシャツの場合は白色（ワンポイント可）とする。

##### ④防寒具

- ・着用は、原則11月～3月末日とするが、天候や体調等を考慮し、4月～10月も登下校時においては着用してもよい。

《学生服》ジャンパー、ウインドブレーカー、コートを着用できる。

華美にならないようにする。

《セーラー服》カーディガン、ジャンパー、ウインドブレーカー、コートを着用できる。

華美にならないようにする。（但し、カーディガンは黒又は紺とする。）

《その他》

原則として、校舎内では防寒具は着用しないようにしよう。

（カーディガンは可）

手袋・マフラー・ネックウォーマー等は華美でないものにする。

自転車に乗る場合は、フードの使用は危険防止のため禁止。

※□部分がこれまでのきまりから変更点があるところです。

みんなが楽しいと思える  
学校・学年・学級にしようね！



## 2. 学校生活など

- (1) 学校生活に不要なものは持ってこないようにしよう。
- (2) 教科書、ノートなど学習に必要なものは、家庭に持ち帰ろう。
- (3) 登下校
  - ・時間にゆとりをもって登校しよう。
  - ・交通のきまりを守り、安全な登校をしよう。
  - ・定められた通学路を通ろう。

## 3. 自転車通学

### (1) 自転車通学の許可

- ・通学距離が片道1.5km以上で、自転車通学許可願を提出し、実技テストに合格した者。
- ・部活動で長期休業中や対外試合に参加する場合に、特別許可をすることがある。
- ・自転車の実技テストは行ない、自転車通学許可願の用紙を配布する。
- ・自転車通学の許可は、入学式後の適当な時期に行なう。その際、川上中の自転車用ステッカーを配布するので、車体の決められた場所につけること。

### (2) 自転車の利用規則

- ・自転車を利用する時は、必ずヘルメットを着用する。
- ・自転車の防犯登録を必ずし、自転車には記名をする。
  - ①TS（普通自転車点検整備済証）マークをつける。
  - ②後部荷台を装着すること。
- ・ドロップハンドル、セミドロップハンドル、チューリップハンドルの自転車は許可しない。
- ・両足が地面に着くように、サドルの調整をする。
- ・側部につける「かご」の使用は禁止する。
- ・前部につける「かご」はつけないほうがよいが、つける場合にはカバンなどの重いものは乗せないこと。
- ・反射器、反射版は必ず取り付けること。
- ・必ず施錠できるようにしておくこと。（鎖鍵がよい）
- ・高価な自転車は望ましくない。
- ・整備不良の自転車は、整備出来るまで許可を一時停止する。